

重要

薬経-R02-07

医保-R02-11

令和3年1月26日

保険薬局会員各位

(一社)姫路薬剤師会会長 浦上文男

薬局経営担当副会長 池口由美

医療保険担当副会長 藤原 昭

## 「H<sub>2</sub>ブロッカーとPPIの同時処方」について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきましてある医療機関から情報提供をいただいたのでお知らせします。

H<sub>2</sub>ブロッカーとPPIが同一処方内に処方されている処方箋を発行してしまった際、疑義照会頂いた薬局に関しては、いずれか1剤を処方削除して対応されているとの事ですが、疑義照会がなく調剤されてしまい、突合審査等により大量に返戻されているため、当会を通じて、再度会員薬局へ注意喚起していただきたいとの依頼を頂きました。

(医療機関においても、医師に当該薬剤の併用は不可であることを伝えていますが、徹底できていないとのことです。)

H<sub>2</sub>ブロッカーとPPIの併用投与は「同効の薬剤であり、それぞれが単独使用で所期の効果は期待できる」(社会保険診療報酬支払基金、平成29年9月25日通達等)ため、原則認められていません。処方せんを受け付けた薬局は当然疑義照会を行うべき内容です。

当該事例については、保険薬局・保険薬剤師伝達講習会(令和2年度桃色P124「個別指導における主な指摘事項と調剤レセプトの審査内容について」)の中で、指摘事項として幾度となく注意喚起しております。

疑義照会は保険薬剤師の必須職務の一つです。適切な調剤業務を遂行するため積極的に行っていただくよう今一度徹底してください。

また、複数の医療機関と保険薬局間で、「事前同意プロトコルの締結」などを行うことにより、“疑義照会済”として処理できる事例もございますが、当該事例は事前同意内容に該当しておりません。今一度同意内容を熟読いただくこと。同意内容に記載のないものは、疑義照会が必須であることにご留意ください。

以上